

第二次小平市空き家等対策計画（素案）について

1 計画策定の背景

少子高齢化や社会的ニーズの変化を背景として、全国的に空き家等が増加する中、本市においても、空き家等の問題が深刻化することが懸念されている。空き家等は適切に管理がなされていないと、防犯、防災、環境面などで悪影響を及ぼすことから、空き家等に関する対策や適切な措置を講じることが求められている。

こうした中、平成31年3月に5年間を計画期間とする「小平市空き家等対策計画」を策定し、空き家等の発生予防をはじめ、適正な管理や利活用等に関して各施策を講じてきたが、令和5年度末で終了することから、これまでの取組の成果や課題を基に、市内の空き家等の実態や空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の改正などを踏まえ、「第二次小平市空き家等対策計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第7条を策定根拠とし、計画の策定にあたっては、上位計画及び関連する個別計画等との整合性を図る。

3 計画対象期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

4 計画策定体制

(1) 小平市空き家等対策計画検討委員会

有識者（空き家専門NPO団体代表者）、法務・建築・福祉団体の関係者及び公募市民により構成する小平市空き家等対策計画検討委員会において検討している。

(2) 市民からの意見・要望の収集

計画の策定にあたっては、(1)による公募市民の参加のほか、計画の素案に対し、市民意見公募手続き（パブリックコメント）を実施し、市民から広く意見を収集する。

(3) 庁内体制

関係部局との連携を図るため設置している空き家等対策に関する庁内検討会議を開催し、関係各課と調整を行っている。

5 計画素案の概要

第1章 計画の概要

- (1) 計画の背景
- (2) 計画の目的
- (3) 計画の位置づけ
- (4) 本計画で対象とする空き家等
- (5) 計画の対象地区
- (6) 計画期間

第2章 現状と課題

- (1) 地勢

- (2) 人口の現状
- (3) 住宅の状況
- (4) 空き家等の状況
- (5) 令和4年度小平市空き家等実態調査結果
- (6) 空き家等に関する取組状況
- (7) 空き家等対策に係る課題

第3章 空き家等対策の方針

- (1) 空き家等対策の基本的な方針

基本方針

- I 空き家等の「発生抑制・空き家期間の短縮」
- II 空き家等の「活用促進」
- III 空き家等の「適切な管理・除却の促進」

- (2) 主体別役割
- (3) 対策を推進するための連携体制

第4章 空き家等に対する具体的な対策

- (1) 発生抑制・空き家期間の短縮
- (2) 活用促進
- (3) 適切な管理・除却の促進

第5章 計画の進行管理

- (1) 計画の進行管理
- (2) 計画の見直しの考え方

6 市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施

- (1) 期間

令和5年11月20日（月）から令和5年12月19日（火）まで（30日間）

- (2) 方法

市ホームページ、電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参

- (3) 閲覧場所

市ホームページ、地域安全課、市政資料コーナー、東部・西部出張所

- (4) 周知の方法

市報（令和5年11月20日号）、市ホームページ（令和5年11月20日掲載）

7 今後の予定

令和5年11月20日（月）から12月19日（火）まで 市民意見公募手続

令和5年12月 6日（水） 生活文教委員会事務報告

令和6年 2月 6日（火） 空き家等対策計画検討委員会開催

令和6年 3月21日（木） 幹事長会議報告

令和6年 3月下旬 計画公表